様式第５号（第１１条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

那珂市長　　　　　　　印

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重症病見舞金）不支給決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重症病見舞金）の支給については、次の理由のとおり支給しないことを決定したので、那珂市犯罪被害者等見舞金給付規則第１１条第２項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 不支給の理由 |  |

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、那珂市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、那珂市を被告として（訴訟において那珂市を代表するものは、那珂市長となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。